

奈良県告示第四百二十五号

奈良県自動車税事務所自動車税第一課において県税の納税証明に使用する所長印及び奈良県自動車税事務所自動車税第二課において県税の納税証明に使用する所長印を次のとおり新調し、平成二十四年一月一日から使用する。

なお、平成十七年三月奈良県告示第六百二十九号で告示した奈良県奈良県税事務所自動車税第一課において県税の納税証明に使用する所長印及び奈良県奈良県税事務所自動車税第二課において県税の納税証明に使用する所長印は、平成二十三年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十三年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県自動車税事務所長印
(自動車税第一課において
使用)



注 縦 18 ミリメートル
横 18 ミリメートル

奈良県自動車税事務所長印
(自動車税第二課において
使用)



注 縦 18 ミリメートル
横 18 ミリメートル